

紀陽長期固定金利型住宅ローン〔フラット35〕 商品概要説明書

ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ○ お申込時の年齢が70歳未満の方(親子リレー返済をご利用される場合は、満70歳以上の方もお申込みいただけます) ○ 日本国籍の方または永住許可を受けている外国人の方						
収入に関する要件	ご本人さまの年収に占めるすべての借入金の年間返済額(今回の借入金に係る返済額を含みます)の割合が次の基準以下となっていることが必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>	年収	割合	400万円未満	30%	400万円以上	35%
年収	割合						
400万円未満	30%						
400万円以上	35%						
資金のお使いみち	○ご本人さまが所有および居住するための新築住宅の建設または新築住宅、中古住宅の購入資金 ○ご親族さまが居住するための新築住宅の建設または新築住宅、中古住宅の購入資金 ○借換資金(リフォーム資金は除きます) ※当行で住宅ローンをご利用中のお客さまは、お借換することができません。						
ご融資対象の住宅に関する基準	次の基準を満たすことが必要です。 <table border="1"> <tr> <td>【床面積】</td> <td>・一戸建ての場合、住宅部分の床面積が70平方メートル以上であること ・共同住宅の場合、専有面積が30平方メートル以上であること</td> </tr> <tr> <td>【建物に関する要件】</td> <td>①住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する住宅 ②一戸建て住宅建設の場合、竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 ③共同住宅の場合、住宅金融支援機構が定める維持管理基準に適合する住宅</td> </tr> </table>	【床面積】	・一戸建ての場合、住宅部分の床面積が70平方メートル以上であること ・共同住宅の場合、専有面積が30平方メートル以上であること	【建物に関する要件】	①住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する住宅 ②一戸建て住宅建設の場合、竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 ③共同住宅の場合、住宅金融支援機構が定める維持管理基準に適合する住宅		
【床面積】	・一戸建ての場合、住宅部分の床面積が70平方メートル以上であること ・共同住宅の場合、専有面積が30平方メートル以上であること						
【建物に関する要件】	①住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する住宅 ②一戸建て住宅建設の場合、竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 ③共同住宅の場合、住宅金融支援機構が定める維持管理基準に適合する住宅						
ご融資金額	100万円以上8,000万円以内(1万円単位) ※借換の場合は上記金額以内で、借換対象となる住宅ローンの残高または担保評価額の200%のいずれか低い額となります。						
ご融資期間	15年以上35年以内(1年単位) ※完済時年齢80歳未満 ※60歳以上の方がお申込みされる場合は10年以上 ※借換資金の場合は、35年から住宅取得時に借入した住宅ローンの経過期間を差し引いた期間以内であれば、融資期間が15年未満(借入申込人が60歳以上の場合は10年未満)となる場合でも取組可。						
ご融資金利	固定金利 ご融資金利はご融資実行時点における当行所定の金利を適用します。 ※手数料タイプによって、ご融資金利が異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。						
ご返済方法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済 それぞれ6ヶ月毎のボーナス返済も併用可能です。 (ご融資金額の40%以内の範囲で1万円単位)						
担保	融資の対象となる建物およびその敷地に、本住宅ローンの譲受人である住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。						
保証	保証人は不要です。						
団体信用生命保険	団体信用生命保険への加入が必要となります。						
火災保険	火災保険への加入が必要となります。						
融資手数料	ご融資時に以下の手数料をお支払いいただきます。 ご融資額の2.200%(消費税込) (最低手数料110,000円(消費税込)) ※ご融資手数料55,000円(消費税込)のタイプもございます。詳しくは窓口までお問い合わせください。						
繰上返済手数料	ご融資後の繰上返済等にかかる手数料は必要ございません。						
その他	・本ローンはご融資実行後ただちに当行から住宅金融支援機構にローン債権を譲渡(売却)いたします。 ・住宅金融支援機構では民間金融機関から買取った同様のローン債権を証券化して投資家向けに販売いたします。 ・ローン債権譲渡後も当行は住宅金融支援機構との業務委託契約により、お客さまのローンご返済に関する事務のお取扱いを行います。						

上記の条件を満たしている場合でも、審査の結果ご利用いただけない場合がございます。